

# 宇検村国土強靱化地域計画

令和2年10月  
鹿児島県宇検村

# 目 次

---

## はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1

## 第1章 基本的な考え方

1	基本目標	2
2	強靱化を推進する上での基本的な方針	2

## 第2章 想定するリスク

1	宇検村の地域特性	3
2	対象とする自然災害	3

## 第3章 脆弱性評価

1	脆弱性評価の考え方	3
2	脆弱性評価の手順	4
3	脆弱性評価の結果	6

## 第4章 強靱化の推進方針

1	施策分野ごとの推進方針	7
2	取組の重点化	21

## 第5章 計画の着実な推進

1	計画の推進体制	22
2	計画の進行管理	22

## 【資料編】

---

(別紙1)	「プログラムごとの脆弱性評価」	23
(別紙2)	「施策分野ごとの脆弱性評価」	41
(別紙3)	「建設課所管国庫事業関係」	53

# はじめに

## 1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布施行されました。

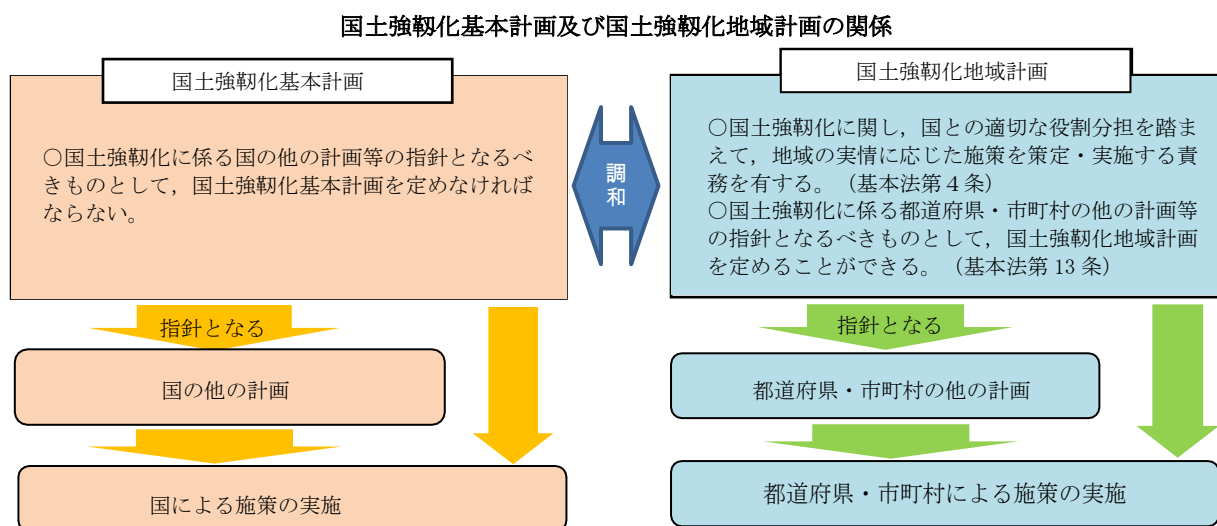
国土強靱化は、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

こうした国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、国における国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に引き続き、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要となります。

このため、本村においても、基本法に基づき、大規模な自然災害が起こっても、機能不全に陥らず、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った、安心・安全な地域の構築に向けた「宇検村の強靱化」を推進するために、「宇検村国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本村における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるものです。



## 3 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度とし、以降、概ね5年ごとに見直しを行います。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

# 第1章 基本的な考え方

## 1 基本目標

本村においては、近年相次いで大雨等による被害が発生し、また、近い将来、南海トラフ地震や奄美大島を近海とする地震の発生も予測され、人命を守り、また、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた村づくりを平時から構築することが重要です。

このため、本計画では、次の4点を基本目標として、国土強靱化の取組を推進します。

なお、基本目標は、国の基本計画及び鹿児島県の地域強靱化計画と同一の基本目標とします。

いかなる大規模災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限に図られること
- ② 村の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

## 2 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の推進にあたっては、国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、事前防災及びその他迅速な復旧復興等に資する大規模災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

### 【強靱化に向けた取組姿勢】

- ・本村の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討します。
- ・短期間的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組めます。
- ・災害に強い村づくりにより力強い地域社会を創っていくと同時に、国・県との機動的連携が可能な体制の構築と、地域間ネットワークの強化の視点を持ちます。

### 【適切な施策の組み合わせ】

- ・災害リスクや地域の状況に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効率的に施策を推進します。
- ・非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

### 【効率的な施策の推進】

- ・社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的かつ効果的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ります。
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進します。
- ・限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ります。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理を推進します。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進します。

### 【地域の特性に応じた施策の推進】

- ・人のつながりや地域コミュニティ機能を強化し、地域全体で強靱化を推進します。
- ・女性、高齢者、障がい者等に配慮するとともに、本村の地域の特性(自然、産業等)に応じた施策を推進します。

## 第2章 想定するリスク

### 1 宇検村の地域特性

#### 【地理・地形・地質】

本村は、鹿児島県の南方 383 km、北緯 28 度 17 分、東経 129 度 18 分奄美大島南西部に位置し、標高 694mの湯湾岳から村全域の 90%を占める山岳地帯が、25.76 km<sup>2</sup>の焼内湾を囲み沿岸には 14の集落が点在している。平地に乏しくほとんどの集落が土砂災害警戒地域と隣接している。地質は、風化しやすく浸食に弱い、砂岩、粘土岩となっている。

#### 【気象概況】

亜熱帯海洋性気候で年間通して降雨量が多く、平均 21℃の温暖な気候である。梅雨は5月上旬から6月下旬、梅雨明けとともに台風シーズンになり、10月頃まで続く。平成 22 年の奄美豪雨以降は台風シーズンに限らず頻繁に集中豪雨に見舞われるようになり、災害を引き起こす起因となっている。

#### 【人口】

本村人口は、1,722 人(平成27年国勢調査)となっており、平成 27 年試算では 2060 年には 1,045 人に減少、令和元年試算では、合計特殊出生率を 2025 年まで 1.83 を継続し、2030 年から 2.3 に引き上げ(希望値)4 人家族 2 世帯が毎年移住してくるとしても、2060 年には 663 人まで減少すると予想されている。

### 2 対象とする自然災害

本計画においては、本村の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、村民生活・地域社会に影響を及ぼすリスクとして、本村において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、近年、温暖化等により大型化・強力化する「台風による風水害及び高潮災害」、さらには、今後発生が懸念される「奄美群島太平洋沖地震(北部)による地震・津波災害」などの大規模自然災害を想定します。

#### 【地震・津波】

南海トラフ地震については、発生の切迫性が指摘されており、平成25年12月施行の「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、本村においては、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されたところでもあります。

## 第3章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図る上で、必要な対策を明らかにするため、本村の強靱化の現状と課題を評価することは重要です。

このため、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、脆弱性評価を行い、評価結果に基づき、対応方策を検討しました。

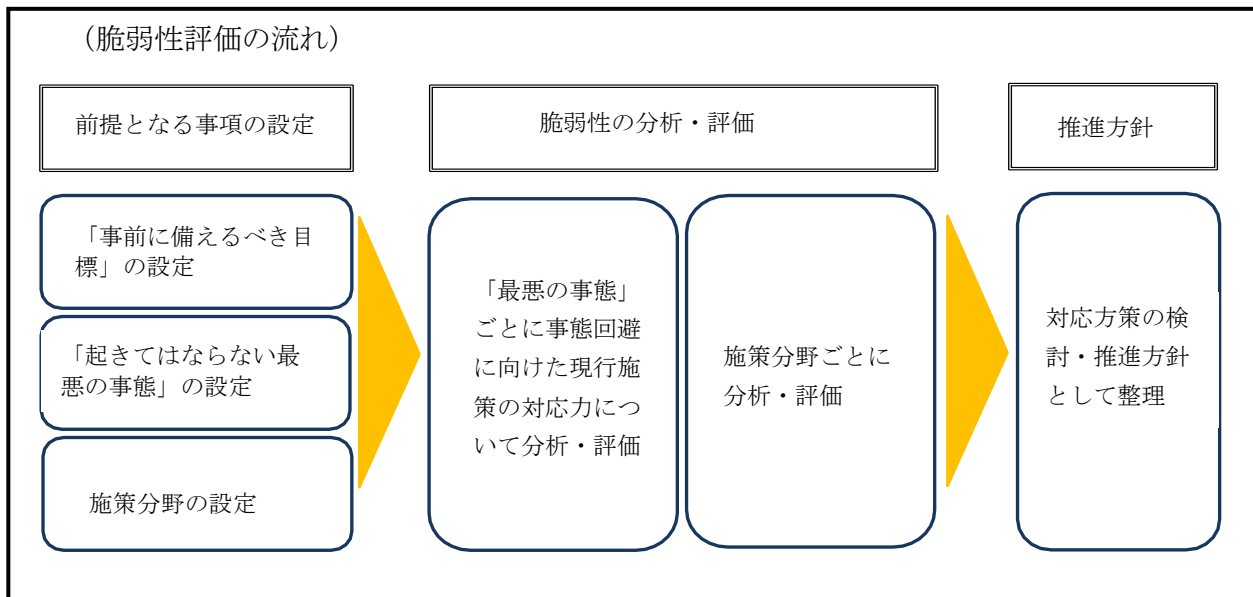
## 2 脆弱性評価の手順

### 最悪の事態ごとの脆弱性評価

○想定するリスクを踏まえ、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で、最悪の事態を回避するための施策を洗い出し、具体的な指標を用いて進捗状況を把握し、現状を分析・評価します。

### 施策分野ごとの脆弱性評価

○その上で、効果的な取組を推進するため、施策分野を設定し、分析・評価します。



### (1) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項において、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされています。

本計画では、基本計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、30の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標(8)		起きてはならない最悪の事態(30)	
1	<b>【人命の保護】</b> 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による長期的な集落内の浸水
		1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れで多数の死傷者の発生
2	<b>【救命・救急、医療活動】</b> 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3	<b>【行政機能の確保】</b> 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	<b>【情報通信機能の確保】</b> 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する。	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	<b>【経済活動の維持】</b> 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能保全に陥らせない。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動の低下
		5-2	物流機能等の大幅な低下
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	<b>【ライフラインの確保】</b> 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1	ライフライン(電気、ガス、上下水道)の長期間にわたる機能停止
		6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
7	<b>【二次災害の防止】</b> 制御不能な二次災害を発生させない。	7-1	集落内での大規模火災の発生
		7-2	有害物質・流木等の大規模拡散・流出
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	<b>【迅速な復旧復興】</b> 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態。
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	海岸堤防等の倒壊により大規模な浸水被害が発生する事態

## (2) 施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第4項において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされています。

本計画では、基本計画、鹿児島県の地域計画を踏まえ、効果的な取組を推進するため、8つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定しました。

(個別施策分野)

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| ①行政／警察・消防等 | ②住宅・集落               |
| ③保健医療・福祉   | ④産業(エネルギー・情報通信・産業構造) |
| ⑤交通物流      | ⑥農林水産                |
| ⑦環境        | ⑧国土保全／土地利用           |

(横断的分野)

- |               |        |
|---------------|--------|
| ①リスクコミュニケーション | ②老朽化対策 |
| ③人材育成         |        |

## 3脆弱性評価の結果

---

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1(P23～P40)のとおりです。  
また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2(P41～P52)のとおりです。

### 【主な脆弱性評価の結果】

- 災害を未然に防止する公共土木施設等(橋梁、堤防等)の計画的な整備が必要
- 生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化への対応が必要
- 災害時の輸送・復旧活動等を支える海上輸送連携協定の整備が必要
- 「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要
- 早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充が必要
- 関係機関の連携等による救助・救急体制の整備必要

など



## 第4章 強靱化の推進方針

### 1 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、ハード・ソフト両面から、基本目標の達成に向け今後必要となる対応策を施策分野ごとに取りまとめました。

また、推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に評価し、計画の進行管理を行うため、16の重要業績評価指標(KPI)を設定しました。(別表P20)

これら施策分野ごとの推進方針に基づき、目標とする進捗率を実現するため、具体的な事業計画のもと事業の実施に努めて参ります。別紙3(P53～P54)

#### ① 個別施策分野(8 分野)

##### 1) 行政機能／警察・消防

(公共施設の耐震化の促進)

発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等の耐震化を推進する。併せて、宇検村耐震改修促進計画等の重点事項を踏まえ、災害発生時に備えた対策を講じる。

別紙1 1-2①, 3-2①【総務課, 教育委員会, 建設課】

(情報伝達手段の多様化・確実化)

平成22年度に整備完了したJアラート(全国瞬時警報システム)の自動起動装置の活用や防災行政無線のデジタル化、警察、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進めるとともに、Lアラート(災害情報共有システム)の利活用に努める。

別紙1 1-6①, 4-2③【総務課, 警察】

(人員・体制整備)

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である人員・体制を整備する。

別紙1 1-6②【総務課】

(警察、消防の体制等強化、災害派遣チーム等の受入体制の整備)

警察、消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チームや緊急災害対策派遣隊及び自衛隊の受入体制整備のため、県及び九州地方整備局、奄美警備隊との連携強化を図る。

別紙1 2-3④【総務課, 保健福祉課, 警察】

(電力供給遮断時の電力確保)

電力供給遮断時等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点において、おのおの避難住民の生活等に必要不可欠な電力や災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保に努める。

さらに、防災拠点や避難所の発電機の燃料については給油事業者との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。

**別紙 1** 3-2②【総務課, 住民税務課, 建設課, 教育委員会, 保健福祉課】

(BCP策定等)

本村の業務継続計画(BCP)の策定, 実効性向上を促進すること等により, 業務継続を強化する。

**別紙 1** 3-2③【総務課】

(庁舎LANの機器等の冗長化等)

障害や災害等による業務停止の防止を念頭に機器・通信回線等の冗長化やサーバー仮想化基盤に搭載する情報システムの遠隔地でのバックアップを実施する。

**別紙 1** 3-2④【総務課】

(住民への災害情報提供)

大規模な災害の発生に際して, 迅速かつ的確な災害応急対策を遂行するためには, 機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し, 被災区域の災害状況の実態を的確に把握し, 緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため, 各防災関係機関は, 事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い, 保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し各種災害情報を収集・伝達するとともに, 組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

**別紙 1** 4-2②【総務課, 建設課】

(災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化)

災害が起きた時の対応力を向上するためには, 必要なコミュニティ力を構築する必要がある。本村においては, ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり, 事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を推進する。

**別紙 1** 8-3①【総務課】

(防災情報の高度化, 地域水防力の強化)

防災情報の高度化, 地域防災力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施しているところであるが, 大規模水害を未然に防ぐため, それらを一層推進する。

**別紙 1** 1-4②【総務課, 建設課】

(救助活動能力の向上)

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため, 警察, 消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに, 通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また, 消防団, 自主防災組織の充実強化を進める。

**別紙 1** 7-1①【総務課, 保健福祉課, 警察】

(行政機関の機能低下の防止)

村内行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する取組を進める。

**別紙 1** 2-2④【総務課】

(警察施設, 消防施設の耐震化, 情報通信機能の耐災害性の強化)

地域における活動拠点となる警察施設や消防施設の耐災害性を強化する必要がある。

また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。

別紙 1 2-3①【総務課, 警察】

(災害対応業務の標準化・共有化)

災害対応において、関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく取組を進める。

別紙 1 2-3⑤【総務課】

(被災による機能低下の回避, 治安の維持)

治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を推進する。災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進する。

別紙 1 3-1①②【警察】

## 2) 住宅(建築物)・集落

(住宅改善・建築物の耐震化の促進)

本村において、県指定の第二次緊急輸送道路県道79号、85号以外の村内の道路を調査した結果、これらの道路の沿道には、地震による倒壊で通行障害をもたらす建築物は少なく、仮に建築物の倒壊により道路が塞がれた場合でも、重機を用いて比較的容易に瓦礫除去が可能であるが、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。併せて、宇検村公営住宅等長寿命化計画で示されている重点対策等を踏まえ、村有財産施設等の老朽化対策を実施し、効果的な改善を図る。

別紙 1 1-1①②③, 1-2①②, 1-3①【建設課, 保健福祉課, 総務課, 教育委員会】

(多数の者が利用する建築物の耐震化の促進)

耐震改修促進法第14条第1号の規定に規定する多数の者が利用する建築物は5棟で、いずれも耐震性は満たされている結果であるが、今後も点検を行っていく必要がある。

別紙 1 1-2②【建設課】

(避難場所や避難路の確保, 避難所の耐震化の促進等)

広域にわたる大規模津波が発生した際に、避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難場所等の耐震化、村のあらゆる情報伝達手段により住民へ適切な災害情報を提供し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討し、宇検村耐震改修促進計画等の重点事項を踏まえ、災害発生時に備えた対策を講じる。

別紙 1 1-3①【建設課, 総務課, 教育委員会】

(津波避難計画の策定)

鹿児島県では、平成25年に津波避難計画策定指針を作成しており、本村においても同指針に基づく津波避難計画の策定を促進する。

別紙 1 1-3⑧【総務課】

(水道施設の耐震化等の推進)

災害時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した施設整備など水道施設の耐震化を促進する。

別紙1 2-1①, 6-1②【建設課】

(応急給水体制の整備)

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流出等に伴う配水管の損壊等が多く発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度、及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する必要がある。

別紙1 2-1⑩【建設課】

### 3) 保健医療・福祉

(医療・社会福祉施設の耐震化)

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

別紙1 1-1②【保健福祉課】

(災害拠点病院の施設等の整備)

災害時において、迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する。

別紙1 2-4①, 2-6③【保健福祉課】

(備蓄物資の供給体制等の強化)

備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適切かつ迅速な物資の確保を行うため関係機関との連携や調整などを強化する。

別紙1 2-1⑥, 2-5①, 5-3⑤【保健福祉課, 総務課】

(医療用資機材・医薬品の供給体制の整備)

大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、県薬品卸業協会、県医療機器協会等と協定を締結し、災害救助に必要な医療資機材・医薬品等の供給体制を整備し、円滑な供給の整備に努める。

別紙1 2-1⑦【保健福祉課】

(医療用資機材・医薬品の備蓄)

大規模災害発生初期には、医療救護用の医薬品等の流通確保が厳しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期(2日間)の医療救護用として備蓄し、適正な補完管理を行う。

別紙1 2-1⑧【保健福祉課】

(輸血用血液製剤の確保)

大規模災害時には、輸血用の血液製剤が不足するおそれがあるため、血液が的確に確保されるよう、日本赤十字社九州ブロック血液センターと連携して、需要に見合った献血の確保を行うとともに、血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる。

別紙1 2-1⑨【保健福祉課】

(災害緊急医療マニュアル(DMATの整備)

災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるDMATを整備するため、日本DEATが実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加を促進する。  
宇検村地域防災計画に基づき、医療救護活動を円滑に行うために策定する。

別紙1 2-3⑥, 2-6⑤【保健福祉課】

(災害時の医療機関の対応マニュアルの作成)

災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画(BCP)の作成を促進する。

別紙1 2-6④【保健福祉課】

(広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用)インターネット情報システム

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能なEMISの活用を進める。

別紙1 2-6⑥【保健福祉課】

(災害医療コーディネイト体制の整備)

村災害対策本部が設置された場合に、医療チームの配置調整などを行うコーディネイト機能が発揮できる体制について検討を行う。

医療機関への傷病者の受け入れ調整などの業務を行う医師。

別紙1 2-6⑦【保健福祉課】

(奄美ドクターヘリの運航体制の充実)

救急医療体制を充実・強化するため、引き続きドクターヘリの安定的な運用を行うとともにランデブーポイントの周知並びに空白地帯の解消を図るため整備を進める必要がある。

別紙1 2-6⑨【総務課・消防】

(医療救護活動の体制整備)

大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため郡医師会、郡薬剤師会等と災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、医療救護活動等の体制整備に努める。

別紙1 2-6⑩【保健福祉課】

#### 4) 産業(エネルギー・情報通信・産業構造)

(災害に強い放送ネットワークの整備)

- ・防災ラジオの機能強化を図るためラジオ難聴地域の解消に努める。
- ・災害による電話回線の輻輳により通信困難な状況下で、村民や観光客等への来訪者に対して確実に情報伝達するためには、個人のスマートフォンやタブレットの活用が有効であるため、避難所をはじめ村内各所に公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を進め、併せて、携帯電話電波不通地域の解消に努める。

別紙1 1-6④, 4-2①, 7-5①【総務課】

(情報通信機能の耐災害性の強化)

大災害が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、村及び各防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制(機器等)の整備を推進する。

このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る。

**別紙 1** 4-1①【総務課, 企画観光課, 建設課】

(防災拠点等への再エネルギー設備等の導入支援)

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る。

**別紙 1** 6-1①【総務課, 企画観光課】

## 5) 交通・物流

(交通施設, 沿道建築物の耐震化)

県の調査結果によると、耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき県計画に記載された道路(緊急輸送道路(県道79号・85号))沿道には、耐震改修促進法第14条第1項第3号に規定する「通行障害建築物」が2棟ある。

なお、県道79号・85号以外の村内の道路を調査した結果、これらの道路の沿道には、地震による倒壊で通行障害をもたらす建築物は少なく、仮に建築物の倒壊により道路が塞がれた場合でも、重機を用いて比較的容易に瓦礫除去が可能であり、また、物資の輸送等においては、迂回路が確保されているため、本計画では耐震改修促進法第6条第3項第1号及び第2号に規定する道路の指定はしないものとする。

**別紙 1** 1-1③, 7-2①【建設課】

(無電柱化等の推進)

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。

**別紙 1** 1-1④【建設課】

(幹線道路の整備推進)

大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路(以下「緊急交通路」という。)を選定し、当該緊急交通路重点に耐震性、安全性を強化し、大規模災害防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

道路管理者は、災害が予想される箇所から優先的に緊急交通路をはじめとする道路の整備を行う。

**別紙 1** 1-3④, 2-1④, 2-2①, 2-3②, 2-4③, 2-6①, 5-1③

5-3④, 6-2②, 8-4①【建設課】

(道路の防災対策の推進)

災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制や、個々の対策に必要な物資・資機材等を備蓄、整備しておく必要がある。被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

**別紙 1** 5-2②【建設課】

(道路情報提供装置の整備)

村災害対策本部等は、災害発生直後から被災状況を正確に把握するため、住民や職員及び関係機関から災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。このため、特に、住民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、被災者等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

別紙 1 1-6③【建設課】

(物資輸送ルートの確保)

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食糧・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する体制を確立する必要がある。

別紙 1 2-1②, 5-3①【建設課】

(サプライチェーン確保のための道路等の防災、震災対策)

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進する。

別紙 1 5-1①, 5-3②【建設課】

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

港湾・漁港施設は、震災時に緊急物資・資財等及び避難者・負傷者の海上輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすことから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾、漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する必要がある。

別紙 1 2-1③, 2-2③, 2-3③, 2-4②, 2-6②, 5-1②  
5-2①, 5-3③, 6-1⑥, 8-4②【建設課】

(孤立集落対策)

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがある。このため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。

別紙 1 2-2②【建設課】

(港湾BCPの策定)

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下が想定される。

このため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化する。

別紙 1 5-1④, 5-2④, 8-4③【建設課】

(緊急物資の輸送体制の構築)

大規模自然災害が発生した場合に緊急に必要な食糧、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

別紙 1 5-3⑥【総務課】

(災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保)

交通施設機能の停止により、避難・被災者の救出に支障をきたすおそれがあり、緊急医療物資輸送、集積施設等の機能確保を迅速に行えるよう、輸送体制の機能強化を推進する。道路・港湾・漁港施設の損壊等により輸送対象の変化に迅速対応できるよう、日頃から災害の種別、規模、地区、輸送手段(車両・舟艇・ヘリコプター等)ごとの輸送条件を想定した輸送計画の確立に努めるとともに、緊急輸送機能となる輸送モード間の連帯等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。

別紙1 6-2①【総務課、建設課、警察】

(建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成)

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波・土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念される場所であり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

別紙1 8-2①【建設課】

## 6) 農林水産

(漁港BCPの策定)

大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するための対策を行う必要がある。行政、漁業関係者、民間企業など一体となって、災害時に長期間にわたって水産物の流通がとどまることがないように、漁港BCPの策定を促進する。

別紙1 5-3⑦【建設課・産業振興課】

(農業集落排水施設等の老朽化対策の推進)

災害時には、マンホールの損壊や汚水管の流失等の被害が発生し、住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生ずる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早急に供用を再開する必要がある。

別紙1 6-1③【建設課】

(適正な森林整備の推進)

適期に施業が行われていない森林や伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。

このため、間伐や伐採跡地の再造林等の適正な森林整備を推進する必要がある。

別紙1 7-4①【産業振興課】

(農地浸食防止対策の推進)

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

別紙1 7-4②【産業振興課】

(鳥獣被害防止対策の推進)

鳥獣による農作物被害により、耕作放棄地の発生や集落機能の低下が想定される。



このため「寄せ付けない」「侵入を防止する」「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

別紙1 7-4④【産業振興課】

(鳥獣被害対策の強化)

鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣被害対策を強化する。

別紙1 7-4⑤【産業振興課】

## 7) 環境

(有害物質・流木等の流出対策等)

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する必要がある。

別紙1 7-3①【住民税務課】

(ストックヤードの確保)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により多量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードが必要であるがその候補地が十分検討されていないため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、本村におけるストックヤードの確保を促進する。

別紙1 8-1①【住民税務課】

(災害廃棄物の適正処理の体制整備)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により多量の災害廃棄物が発生し本村の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関等と協定を締結し、協力体制の実効性向上を図る。

別紙1 8-1②【住民税務課】

(災害廃棄物処理計画の策定)

大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、本村の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、広域被災を想定した災害廃棄物処理(実行)計画策定の促進等とともに、処理の実効性向上に向けた人材育成を図る。

別紙1 8-1③【住民税務課】

## 8) 国土保全／土地利用

(海岸堤防等の老朽化対策の推進)

背後地の重要度や台風の常襲地帯である等の気候特性を踏まえ、海岸保全施設の防護機能を可能な限り長期間維持できるよう、予防保全の考え方に基づいた適切な維持管理を行うことを目標とする。

このため、現状の海岸堤防等の施設機能を照査し、長寿命化を図りつつ、老朽化対策を推進する必要がある。

別紙1 1-3②【建設課】

(海岸施設の機能の検証)

薩南諸島沿岸の海岸整備は、昭和25年までは災害復旧事業として護岸整備を進めてきたが、昭和26年のルース台風により壊滅的な被害を受け、これを契機に、同台風級の高潮に対しての安全性確保が必要とされてきた。

従来、防護を主体とした海岸整備は、既設堤防の補強、天端の嵩上、天然海岸の築堤等からなる線的防護方式を進め、被害の低減と防止に大きく寄与してきた。最近では、こうした線的防護方式に加え、海岸の地形特性や土地利用状況、海浜利用状況等を考慮し、離岸堤、人工リーフの沖合施設による波浪の静穏化を図りつつ、海岸へのアクセスを向上させる緩傾斜護岸などを加えた面的防護方式を海岸環境にも配慮しながら、海岸保全施設等の整備を進めていく必要がある。

別紙1 1-3③【建設課】

(海岸防風林の整備)

大規模津波が発生した場合、津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。海岸防砂林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る。

別紙1 1-3⑤【建設課】

(水門、樋門等の操作等)

堤防機能や止水・排水機能として、高波または津波からの湯湾地区海岸の防護が最も重要と考える。湯湾地区海岸における長寿命化計画の目標は、背後地に畑地等がある等の特徴を踏まえ、「海岸保全施設の防護機能または止水・排水機能を可能な限り長期間維持できるよう、予防保全の考え方に基ついた適正な維持管理を行う」ことを目標とする。

津波等が発生した際に、水門、樋門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。このことから操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する。

別紙1 1-3⑥【建設課】

(津波ハザードマップによるソフト対策推進)

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、県が津波浸水想定を設定し、浸水区域と水深を示した浸水想定区域図を策定し公表している。今後、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、ソフト対策を推進する。

別紙1 1-3⑦【総務課, 建設課】

(津波避難計画の策定)

県では、平成25年に津波避難計画策定指針を作成しており、本村においても同指針に基づく津波避難計画を策定する。

別紙1 1-3⑧【総務課】

(河川改修等の治水対策)

過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削、護岸補修等の整備を推進しているが、近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。このため、現在の取組について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図る。

別紙1 1-4①【建設課】

#### (雨量や河川水位との防災情報の提供)

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。現在、河川砂防システムにより、雨量や河川水位等の防災情報をインターネット等により広く一般住民に提供するとともに、本村の避難勧告等の判断に活用しているところであり、今後ともより一層の周知及び活用に努めていく。また、現在、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川において、県が策定した浸水想定区域をもとに、今後多様化かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、各種ハザードマップ作成をはじめとしたソフト対策を推進する。

別紙1 1-4③【建設課, 総務課】

#### (内水対策にかかる人材育成)

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な集落内の浸水が想定される。このため、内水対策については、より迅速な対応を行うため、建設課の人材育成を推進する。

別紙1 1-4④【建設課】

#### (治山事業の推進)

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から村民の生命・財産を保全し、また、水資源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全対策の一つであり、安全で住みよい国土の確保・定住条件の整備等を図るうえで必要不可欠の事業となっている。

このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する。

別紙1 1-5①, 7-4③【建設課】

#### (土砂災害対策の推進)

本村は土砂災害に係る指定危険箇所が113箇所(平成24年3月現在)存在している。

特に阿室地区と久志地区では土砂災害警戒区域にも指定されており、風雨が長時間続いた場合には多大な被害が発生すると予測される。このため、人命を守るための砂防施設等の計画的な整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

別紙1 1-5②【建設課】

#### (土砂災害警戒区域等の指定推進)

土砂災害防止法に基づき指定される区域には、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の2つがある。土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)とは、土砂災害のおそれがある区域で、警戒避難体制の整備を図ることを目的と指定され、土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)とは、イエローゾーンの中でも建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域で、住宅等の新規立地の抑制等を目的として指定されている。

別紙1 1-5③【建設課】

#### (浄化槽台帳システムの整備等)

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の伝達・仮設トイレの設置状況の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る。

別紙1 6-1④【住民税務課】

### (浸水対策, 流域減災対策)

大規模地震等が発生した際に、海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波・洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

別紙1 8-5①【建設課】

### (海岸・河川堤防等の整備)

近年では、これまでの台風や梅雨期の豪雨に加え、異常気象による局所的な豪雨に伴い災害発生の要因は複雑・多様化し新たな対応を迫られている。また、河川の個別の治水対策だけでは水害を防ぐことは困難であり、流域全体の総合的な計画検討が求められている。総合的な治水対策を推進するために、計画的な河川の整備等の対策を検討するとともに、水防体制の確立、災害記録の蓄積とその被害状況の把握に努め、住民への広報啓発活動等のソフト面の確立を目指す。

現在、洪水・高潮による浸水対策については、海岸・河川堤防等の施設の整備を推進しているが、今後より一層の整備推進を図る必要がある。また、比較的発生頻度の高い(数十年～百数十年の頻度)地震・津波については、今後、施設の機能を検証し、整備の必要性について検討する。

別紙1 8-5②【建設課】

### (地籍調査)

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等の更なる推進を図る。

別紙1 8-5③【産業振興課】

## ② 横断的分野(3分野)

### 1) リスクコミュニケーション

自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、村、民間事業者、関係団体、住民などあらゆる主体が連携・協働した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。また、全ての世代を通じて生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を実施することにより、地域のリスクを正しく認知・共有し、強靱な地域社会を築き、被害を減少させる。

リスクコミュニケーションを進める上で基本となる地域コミュニティにおいては、住民の社会的な関わりの増進及び地域力を強化することが、女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、災害後の心のケアにつながることを重視し、必要な取組を推進する必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援等を含む主体的な活動を促進する。

### 2) 老朽化対策

本村では、昭和50年代後半から平成10年度までを中心に、人口増加や村民需要に応じて学校、公営住宅等の公共施設等を数多く建設してきた。しかし現在、人口の減少や少子高齢化を受けて、公共施設等に対する利用需要に変化が生じている。また、これまでに建設された公共施設等の老朽化が進んでおり、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれる。

一方、財政面でも、人口減少による村税収入の伸び悩み、普通交付税の減少等の影響により、財政状況が悪化することが見込まれ、公共施設等の更新に係る費用を適正な水準に抑えることが課題となっている。

こうした状況の中、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することで行政サービスの水準を確保するため、宇検村公共施設等総合管理計画に基づき、実施していく。併せて、各事業分野において作成している個別施設計画及び長寿命化計画(住宅・橋梁・港湾・漁港・農漁集排施設)で示されている重点対策等を踏まえ、村有財産施設等の老朽化対策を実施し、改善を図る。

施設の点検・診断を実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するというメンテナンスサイクルの構築を推進する。

### 3) 人材育成

災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する。また、災害時医療に携わる職種を横断した人材養成及び体制整備を推進する。他方、被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する。

道路啓開、迅速な復旧・復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保・育成を図る。

防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとして、地域を守る主体的な活動を促進するため、地域社会等において、指導者・リーダーなどの人材を育成する。

## 別表

## 重点化プログラムの重要業績指標

重点化すべきプログラムに係る回避すべき起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)		重要業績指標
1-1	建築・交通施設等の複合的大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	【建設課】住宅の耐震化率 51%(R2)→98%(R6)
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	【総務課, 保健福祉課, 教育委員会, 建設課】防災拠点となる公共施設等の耐震化率 90%(R2)
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	【建設課】幹線道路整備率 村道 18%(R2)→30%(R6) 県道 91%(R2)→93%(R6)
1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず, 後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態	【建設課】山地災害危険地区の整備率 R2(60%)→R6(70%) 【建設課】土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査完了箇所数 R2(174箇所)完了
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	【総務課】避難所等に公衆無線(Wi-Fi)環境整備率 13.6% → 77%(R6)
2-1	被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給の長期停止	【建設課】幹線道路整備率 村道 18%(R2)→30%(R6) 県道 91%(R2)→93%(R6)
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同期発生	【建設課】幹線道路整備率 村道 18%(R2)→30%(R6) 県道 91%(R2)→93%(R6)
2-3	警察・消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足	【総務課, 保健福祉課, 教育委員会, 建設課】防災拠点となる公共施設等の耐震化率 90%(H29) 【建設課】幹線道路整備率 村道 18%(R2)→30%(R6) 県道 91%(R2)→93%(R6)
2-4	救助・救急, 医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	【建設課】拠点漁港の機能診断着手率 100%(R1) 【建設課】幹線道路整備率 村道 18%(R2)→30%(R6) 県道 91%(R2)→93%(R6)
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災, 支援ルートの途絶による医療機関の麻痺	【建設課】幹線道路整備率 村道 18%(R2)→30%(R6) 県道 91%(R2)→93%(R6)
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	【総務課】避難所等に公衆無線(Wi-Fi)環境整備率 13.6% → 77%(R6)
5-3	食料等の安定供給の停滞	【建設課】拠点漁港の機能診断着手率 100% 【建設課】幹線道路整備率 村道 18%(R2)→30%(R6) 県道 91%(R2)→93%(R6)
6-1	ライフライン(電気, ガス, 上下水道等)の長期間にわたる機能停止	【建設課】農業集落排水施設等の老朽化に対する機能診断 100%(R2)
7-1	集落内での大規模火災の発生	【総務課】自主防災組織の組織率 100%継続
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	【建設課】山地火災危険地区の整備率 46.2%(R2)→50%(R6)
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	【産業振興課】地籍調査進捗率 21%(R2)→30%(R6)

※指標については, 主に村が主体となる施策のうち, 指標化や目標値の設定が可能なものについて記載している。

## 2 取組の重点化

---

本村の強靱化を効率的・効果的に進めるため、計画期間(令和2年度～令和6年度)において取組の重点化を図る必要があります。

このため、「人の命を守る」「地域を守る」「産業を守る」の3つの観点から、本村が直面するリスクや地域の特性等を踏まえ、優先度や緊急度を考慮して、以下の5つの取組を、村・関係機関等が一体となって重点的に推進します。重点化した取組を進めることにより、「災害に強い村づくり」を推進します。

### ◇ 大規模自然災害に備えた施設整備

災害から村民生活や経済活動を守る基盤となる、河川やダム、土砂災害防止施設、海岸保全施設等の公共土木施設等の整備を推進する。

### ◇ 生活・社会基盤の耐震化、老朽化対策

今後、発生が懸念される南海トラフ地震など、大規模な地震への備えを着実に進めるため学校や道路、堤防など生活・社会基盤の耐震化を推進する。また、道路や港湾等の公共土木施設等の老朽化対策を推進する。

### ◇ ライフライン・サプライチェーン

大規模自然災害が発生しても、村民生活への影響を最小限に抑えるとともに、経済活動が継続できるよう、ライフラインやサプライチェーンの確保を図る。

### ◇ 地域防災力の充実強化

災害から被害を最小限に抑えるためには、「自助」、「共助」の精神に基づく取組が重要であり、地域ぐるみの防災活動の促進等、地域防災力の充実強化を推進する。

### ◇ 防災・危機管理体制の充実強化

災害発生時の応急対策を迅速・的確に実施するため、防災情報システム等の機能強化や装備資機材の充実等、防災・危機管理体制の充実強化を図る。

## 第5章 計画の着実な推進

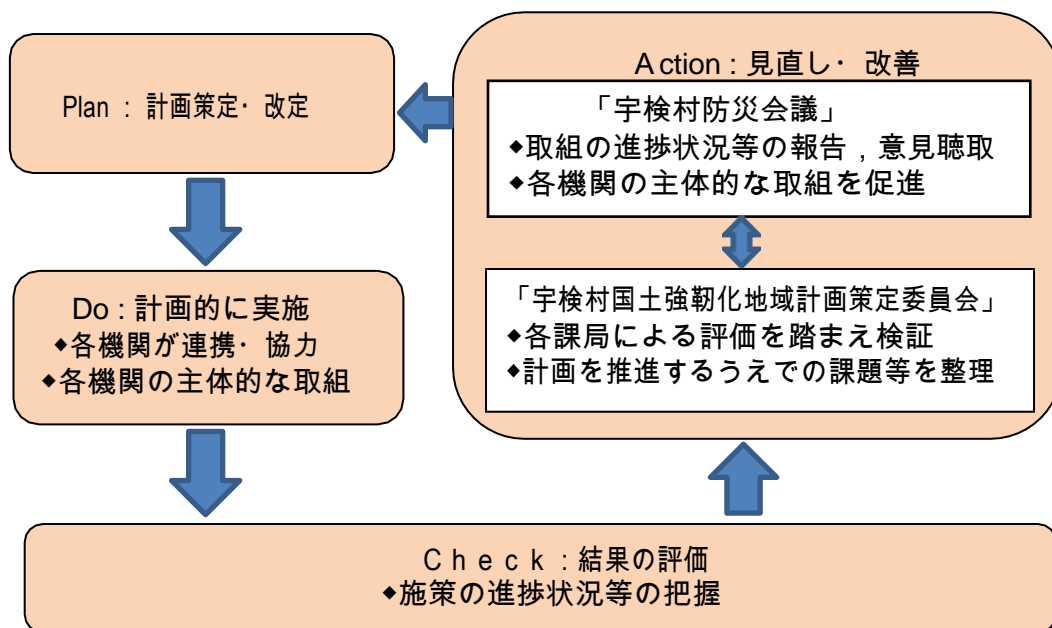
### 1 計画の推進体制

本計画は、村・関係機関等が連携・協力し、一体となって取組を推進する必要があることから、毎年度、「宇検村防災会議」に取組の進捗状況等を報告するとともに、各機関の主体的な取組を促進するなど、計画の着実な推進を図ります。

### 2 計画の進行管理

毎年度、施策の進捗状況等を各課局で構成する「宇検村国土強靱化地域計画策定委員会」において把握し、検証を行ったうえで、「宇検村防災会議」の意見等を踏まえ、必要に応じて、見直し、改善を行うなど、PDCAサイクルにより計画の進行管理を進めます。

#### PDCAサイクル





## 【プログラムごとの脆弱性評価】

## 1 【人命の保護】

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

〈脆弱性の分析・評価，課題の検討〉

(住宅・建築物の耐震化の促進)

## ①【建設課】

大規模地震が発生した場合，集落内における住宅・建築物の倒壊により，多数の人的被害が想定される。このため，集落内における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

(医療・社会福祉施設の耐震化)

## ②【保健福祉課】

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ，継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。

(交通施設，沿線，沿道建築物の耐震化)

## ③【建設課】

本村の県道79号，85号以外の村内の道路を調査した結果，これらの道路の沿道には，地震による倒壊で通行障害をもたらす建築物は少なく，仮に建築物の倒壊により道路が塞がれた場合でも，重機を用いて比較的容易に瓦礫除去が可能であるが，沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

(無電柱化等の推進)

## ④【建設課】

大規模地震が発生した場合，電柱の倒壊により道路交通が阻害され，避難に障害が及ぶことが想定される。このため，倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに，道路の無電柱化を進め，災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

〈重要実績指標〉

【建設課】住宅の耐震化率 51% (R2) → 98% (R6)

## 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

〈脆弱性の分析・評価，課題の検討〉

(公共施設の耐震化の促進)

## ①【総務課，教育委員会，建設課】

災害発生後において，活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動に障害を及ぼすことが想定される。このため，公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

(多数の者が利用する建築物の耐震化の促進)

## ②【建設課】

大規模地震が発生した場合，不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により，多数の人的被害が想定される。このため，不特定多数の者が利用する建築物については，特に耐震化を促進する必要がある。

耐震改修促進法第14条第1号の規定に規定する多数の者が利用する建築物は5棟で、いずれも耐震性は満たされている結果であるが、今後も点検を行っていく必要がある。

<重要実績指標>

【総務課, 保健福祉課, 建設課, 教育委員会】防災拠点となる公共施設等の耐震化率:90%(R2)

### 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

<脆弱性の分析・評価, 課題の検討>

(避難場所や避難路の確保, 避難所の耐震化の促進等)

#### ①【建設課, 総務課, 教育委員会】

広域にわたる大規模津波が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり, 地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保, 避難場所等の耐震化, 村のあらゆる情報伝達手段により住民へ適切な災害情報を提供し, 関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する必要がある。

(海岸堤防等の老朽化対策の推進)

#### ②【建設課】

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより, 大規模な浸水被害等の発生が想定される。背後地の重要度や台風の常襲地帯である等の気候特性を踏まえ, 海岸保全施設の防護機能を可能な限り長機関維持できるよう, 予防保全の考え方に基づいた適切な維持管理を行うことを目標とする。現状の海岸堤防等の施設機能を照査し, 長寿命化を図りつつ, 老朽化対策を推進する必要がある。

(海岸施設の機能の検証)

#### ③【建設課】

薩南諸島沿岸の海岸整備は, 昭和25年までは災害復旧事業として護岸整備を進めてきたが, 昭和26年のルース台風により壊滅的な被害を受け, これを契機に, 同台風級の高潮に対しての安全性確保が必要とされてきた。

従来, 防護を主体とした海岸整備は, 既設堤防の補強, 天端の嵩上, 天然海岸の築堤等からなる線の防護方式を進め, 被害の低減と防止に大きく寄与してきた。最近では, こうした線の防護方式に加え, 海岸の地形特性や土地利用状況, 海浜利用状況等を考慮し, 離岸堤, 人工リーフの沖合施設による波浪の静穏化を図りつつ, 海岸へのアクセスを向上させる緩傾斜護岸などを加えた面的防護方式を海岸環境にも考慮しながら, 海岸保全施設等の整備を進めていく必要がある。

(幹線道路の整備推進)

#### ④【建設課】

災害時の緊急輸送を確保するため, 本村の幹線道路の整備を進める必要がある。

(海岸防災林の整備)

#### ⑤【建設課】

大規模津波が発生した場合, 津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。

海岸防災林は, 津波に対する減勢効果を持つことから, 着実に整備を推進するとともに, その機能の維持・向上を図る必要がある。

(水門, 樋門等の操作等)

#### ⑥【建設課】

堤防機能や止水・排水機能として、高波または津波からの湯湾地区海岸の防護が最も重要と考える。湯湾地区海岸における長寿命化計画の目標は、背後地に畑地等がある等の特徴を踏まえ、「海岸保全施設の防護機能または止水・排水機能を可能な限り長時間維持できるよう、予防保全の考え方に基づいた適正な維持管理を行う」ことを目標とする。

津波等が発生した際に水門、樋門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。このことから操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。

(津波ハザードマップによるソフト対策推進)

#### ⑦【総務課，建設課】

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、津波浸水想定を設定し、浸水区域と水深を示した浸水想定区域図を策定し公表しているところである。今後、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、ソフト対策を推進する必要がある。

(津波避難計画の策定)

#### ⑧【総務課】

鹿児島県では、平成25年に津波避難計画策定指針を作成しており、本村においても、同指針に基づく津波避難計画を策定する必要がある。

<重要実績指標>

【建設課】幹線道路整備率：村道18% (R2)→30% (R6) 県道 91% (R2)→93% (R6)

### 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な集落内の浸水

<脆弱性の分析・評価，課題の検討>

(河川改修等の治水対策)

#### ①【建設課】

過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削、護岸補修等の整備を推進しているが、近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。このため、現在の取組について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図る必要がある。

(防災情報の高度化，地域水防力の強化)

#### ②【建設課，総務課】

防災情報の高度化，地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。

(雨量や河川水位との防災情報の提供)

#### ③【建設課，総務課】

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。現在、河川砂防情報システムにより、雨量や河川水位等の防災情報をインターネット等により広く一般住民に提供するとともに、本村の避難勧告等の判断に活用しているところであり、今後ともより一層の周知及び活用に努めていく必要がある。

また、現在、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川において、県が策定した浸水想定区域図をもとに、今後多様化かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、各種ハザードマップ作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。

(内水対策にかかる人材育成)

#### ④【建設課】

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定される。このため、内水対策については、より迅速な対応を行うため、建設課の人材育成を推進する必要がある。

### 1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

<脆弱性の分析・評価, 課題の検討>

(治山事業の推進)

#### ①【建設課】

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から村民の生命・財産を保全し、また、水資源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全対策の一つであり、安全で住みよい国土の確保・定住条件の整備等図るうえで必要不可欠の事業となっている。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する。

(土砂災害対策の推進)

#### ②【建設課】

本村は、土砂災害に係る指定危険箇所が113箇所(平成24年3月現在)存在している。

特に、阿室地区と久志地区では土砂災害警戒区域にも指定されており、風雨が長時間続いた場合には、多大な被害が発生すると予測される。このため、人命を守るための砂防施設等の計画的な整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

(土砂災害警戒区域等の指定推進)

#### ③【建設課】

土砂災害防止法に基づき指定される区域には、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の2つがある。土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)とは、土砂災害のおそれがある区域で、警戒避難体制の整備を図ることを目的と指定され、土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)とは、イエローゾーンの中でも建築物の破壊が生じ、住民に著しい危険が生じるおそれがある区域で、住宅等の新規立地の抑制等を目的として指定される。

<重要実績指標>

【建設課】山地災害危険地区の整備率: 60%(R2)→70%(R6)

【建設課】土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査完了箇所数:174 箇所 完了

### 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

<脆弱性の分析・評価, 課題の検討>

(情報伝達手段の多様化・確実化)

#### ①【総務課】

平成 22 年度に整備完了したJアラート(全国瞬時警報システム)の自動起動装置の活用や防災行政無線のデジタル化、警察、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進めるとともに、Lアラート(災害情報共有システム)の利活用に努める必要がある。

(人員・体制整備)

#### ②【総務課】

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である人員・体制を整備する必要がある。

(道路情報提供装置の整備)

#### ③【建設課】

災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがある。

このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図る必要がある。

村災害対策本部等は、災害発生直後から被災状況を正確にするため、住民や職員及び関係機関から災害情報及び被害状況を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

(災害に強い放送ネットワークの整備)

#### ④【総務課】

ラジオ難聴地域の解消や携帯電話電波不通地域の解消、避難所をはじめ村内各所に公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を進める必要がある。

<重要実績指標>

【総務課】公衆無線LAN(Wi-Fi)環境整備率 13.6% → 77%(R6)

## 2 【救命・救急、医療活動】

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

<脆弱性の分析・評価、課題の検討>

(水道施設の耐震化等の推進)

#### ①【建設課】

災害発生等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した施設整備など、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

(物資輸送ルートの確保)

#### ②【建設課】

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施し迅速に食料を調達し、被災者に供給する体制を確立する必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

### ③【建設課】

港湾・漁港施設は、震災時に緊急物資・負傷者の海上輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすことから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾、漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する必要がある。

(幹線道路の整備推進)

### ④【建設課】

災害時の緊急輸送を確保するため、本村の幹線道路の整備を進める必要がある。

(備蓄物資の供給体制等の強化)

### ⑥【保健福祉課】

備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

(医療用資機材・医薬品等の調達体制の整備)

### ⑦【保健福祉課】

大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、県薬品卸業協会、県医療機器協会等と協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制を整備し、円滑な供給体制の整備に努める必要がある。

(医療用資機材・医薬品の備蓄)

### ⑧【保健福祉課】

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期(2日間)の医療救護用として備蓄し、適正な補完管理を行う必要がある。

(輸血用血液製剤の確保)

### ⑨【保健福祉課】

大規模災害時には、輸血用の血液製剤が不足するおそれがあるため、血液が的確に確保されるよう、日本赤十字社九州ブロック血液センターと連携して、需要に見合った献血の確保を行うとともに、血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる必要がある。

(応急給水体制の整備)

### ⑩【建設課】

風災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流出等に伴う配水管の損壊等が多く発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度、及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する必要がある。

<重要実績指標>

【建設】幹線道路整備率:村道18%(R2)→30%(R6) 県道 91%(R2)→93%(R6)

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

<脆弱性の分析・評価、課題の検討>

(幹線道路の整備推進)

①【建設課】

災害時の緊急輸送を確保するため、本村の幹線道路の整備を進める必要がある。

(孤立集落対策)

②【建設課】

災害発生時には、道路の寸前により孤立集落が発生するおそれがある。このため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

③【建設課】

港湾・漁港施設は、震災時に緊急物資・資財等及び避難者・負傷者の海上輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすことから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾、漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する必要がある。

(行政機関の機能低下の防止)

④【総務課】

村内行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。

<重要実績指標>

【建設課】幹線道路整備率村道18%(R2)→30%(R6) 県道 91%(R2)→93%(R6)

## 2-3 警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<脆弱性の分析・評価，課題の検討>

(警察施設，消防施設の耐震化，情報通信機能の耐災害性の強化)

①【総務課，警察】

地域における活動拠点となる警察施設や消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化，高度化を着実に推進する必要がある。

(幹線道路の整備推進)

②【建設課】

災害時の緊急輸送を確保するため、本村の幹線道路の整備を進める必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

③【建設課】

港湾・漁港施設は、震災時に緊急物資・負傷者の海上輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすことから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾、漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する必要がある。

(警察，消防の体制等強化，災害派遣チーム等の受入体制の整備)

④【総務課，保健福祉課，建設課】

警察，消防において災害対応力強化のための体制，装備資機材等の充実強化を推進する。

加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チームや緊急災害対策派遣隊、自衛隊の受入体制整備のため、県及び九州地方整備局、奄美警備隊との連携強化を図る。

(災害対応業務の標準化・共有化)

#### ⑤【総務課】

災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。

#### ⑥【保健福祉課】

災害緊急医療マニュアル(DMATの整備)

災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるDMATを整備するため、日本DMATが実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加を促進する。

<重要実績指標>

【総務課、保健福祉課、建設課、教育委員会】防災拠点となる公共施設の耐震化率:90%(R2)

【建設課】幹線道路整備率

村道 18%(R2)→30%(R6) 県道 91%(R2)→93%(R6)

## 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

<脆弱性の分析・評価、課題の検討>

(災害拠点病院の施設等の整備)

#### ①【保健福祉課】

災害時において、迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

#### ②【建設課】

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地における多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

港湾・漁港施設は、震災時に緊急物資・負傷者の海上輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすことから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾、漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する必要がある。

(幹線道路の整備推進)

#### ③【建設課】

災害時の緊急輸送を確保するため、本村の幹線道路の整備を進める必要がある。

<重要実績指標>【建設課】拠点漁港の機能診断着手率:100%(R1)

【建設課】幹線道路整備率 村道 18%(R2)→30%(R6) 県道 91%(R2)→93%(R6)



## 2-5 帰国困難者への水・食糧等の供給不足

〈脆弱性の分析・評価, 課題の検討〉

(備蓄物資の供給体制等の強化)

### ①【保健福祉課】

備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

## 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

〈脆弱性の分析・評価, 課題の検討〉

(幹線道路の整備推進)

### ①【建設課】

災害時の緊急輸送を確保するため、本村の幹線道路の整備を進める必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

### ②【建設課】

港湾・漁港施設は、震災時に緊急物資・負傷者の海上輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすことから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾、漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する必要がある。

(災害拠点病院の施設等の整備)

### ③【保健福祉課】

災害時において、迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する。

(災害時の医療機関の対応マニュアルの作成)

### ④【保健福祉課】

災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画(BCP)の作成を促進する必要がある。

災害緊急医療マニュアル(DMATの整備)インターネット情報システム

### ⑤【保健福祉課】

災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるDMATを整備するため、日本DMATが実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加を促進する必要がある。

(広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用)

### ⑥【保健福祉課】

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能なEMISの活用を進める必要がある。

(災害医療コーディネート体制の整備)

### ⑦【保健福祉課】

村災害対策本部が設置された場合に、医療チームの配置調整などを行うコーディネート機能が発揮できる体制について検討を行う必要がある。

医療機関への傷病者の受け入れ調整などの業務を行う医師。

(奄美ドクターヘリ運航体制の充実)

⑨【総務課, 消防】

救急医療体制を充実・強化するため、引き続きドクターヘリの安定的な運用を行うとともにランデブーポイントの周知並びに空白地帯の解消を図るため整備を進める必要がある。

(医療救護活動の体制整備)

⑩【保健福祉課】

大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため、郡医師会、郡薬剤師会等と災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

<重要実績指標>

【建設課】幹線道路整備率

村道 18%(R2)→30%(R6) 県道 91%(R2)→93%(R6)

### 3 【行政機能の確保】

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

<脆弱性の分析・評価, 課題の検討>

(被災による機能低下の回避, 治安の維持)

①【警察】

治安の確保に必要な体制, 装備資機材の充実強化を推進する必要がある。

村民の防犯意識を高め村内要所に防犯カメラを設置する。村と警察で協定を結びデータ利用と個人情報の管理体制を整え集落への防犯カメラ設置も図っていく。

②【警察】

災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。

#### 3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

<脆弱性の分析・評価, 課題の検討>

(公共施設の耐震化の促進)

①【総務課, 建設課, 教育委員会】

発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等の耐震化を着実に推進する必要がある。

(電力供給遮断時の電力確保)

②【総務課, 住民税務課, 建設課, 教育委員会, 保健福祉課】

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点において、おのこの避難住民の生活等に必要不可欠な電力や災害応急対策の指揮, 情報伝達等のための電力を確保する必要があるが、非常用発電機等の整備は財政上制約が大きい。

(BCPの策定等)

③【総務課】

本村の業務継続計画(BCP)の策定, 実効性向上を促進すること等により, 業務継続体制を強化する必要がある。

(庁舎LANの機器等の冗長化等)

④【総務課】

障害や災害等による業務停止の防止を念頭に機器・通信回線等の冗長化やサーバー仮想化基盤に搭載する情報システムの遠隔地でのバックアップを実施する必要がある。

## 4 【情報通信機能の確保】

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

<脆弱性の分析・評価, 課題の検討>

(情報通信機能の耐災害性の強化)

①【総務課, 企画観光課, 建設課】

大災害が発生した場合, 通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため, 被害の拡大を防ぎ, 被災者の救援に全力を挙げて対応するため, 村及び各防災関係機関は, 災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備, 通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制(機器等)の整備を推進する。

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

<脆弱性の分析・評価, 課題の検討>

(災害に強い放送ネットワークの整備)

①【総務課】

災害による通信困難な状況下で, 確実に情報伝達をするために, 個人のスマートフォンやタブレットが有効活用できるよう, 避難所をはじめ村内各所に公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備と携帯電話電波の不通地域の解消が必要である。

(住民への災害情報提供)

②【総務課, 建設課】

住民への災害情報提供にあたり, 自治体や自主防災組織などが連携して, 災害時に支障をきたさないよう, それらの対策を推進する必要がある。また, 地域の防災対策や建築物の耐震化を進める必要がある。

(情報伝達手段の多様化・確実化)

③【総務課, 警察】

Jアラート(全国瞬時警報システム)の自動起動装置の活用や防災行政無線のデジタル化, 警察, 消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により, 情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり, これらの施策を着実に進めるとともに, Lアラート(災害情報共有システム)の利活用にも努める必要がある。

<重要実績指標>

【総務課】公衆無線LAN(Wi-Fi)環境整備率 13.6% → 77%(R6)

## 5 【経済活動の維持】

大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、企業活動の低下

〈脆弱性の分析・評価、課題の検討〉

(サプライチェーン確保のための道路等の防災、震災対策)

#### ①【建設課】

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

(港湾施設の耐震・耐波性能等の強化)

#### ②【建設課】

港湾・漁港施設は、震災時に緊急物資・資財等及び避難者・負傷者の海上輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすことから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾、漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する必要がある。

(幹線道路の整備推進)

#### ③【建設課】

災害時の緊急輸送を確保するため、本村の幹線道路の整備を進める必要がある。

(港湾BCPの策定)

#### ④【建設課】

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、サプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化する必要がある。

### 5-2 物流機能等の大幅な低下

〈脆弱性の分析・評価、課題の検討〉

(港湾施設の耐震・耐波性能等の強化)

#### ①【建設課】

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資輸送ができなければ、物流機能等の大幅な低下が想定される。このため、海上からの物資輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

(道路の防災対策の推進)

#### ②【建設課】

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。

このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する必要がある。

(幹線道路の整備推進)

#### ③【建設課】

災害時の緊急輸送を確保するため、本村の幹線道路の整備を進める必要がある。

(港湾BCP策定の推進)

#### ④【建設課】

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下が想定される。

このため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化する必要がある。

### 5-3 食糧等の安定供給の停滞

〈脆弱性の分析・評価、課題の検討〉

(物資輸送ルートの確保)

#### ①【建設課】

大規模自然災害により、漁港施設が被災した場合、漁業活動に支障が生じ、食料の安定供給に多大な影響を及ぼすことが想定される。このため、大規模災害後でも早期に漁業活動が再開でき、水産物の流通を支援できるよう、流通や生産拠点となる漁港の主要な陸揚げ施設等の耐震性能を確保する必要がある。現状の施設機能診断を行い、長寿命化を図りつつ、対策を推進するための取組を充実する必要がある。

(食糧等の物資供給確保のための道路、港湾、漁港施設の耐震・防災対策)

#### ②【建設課】

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、食糧の安定供給の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

(港湾施設の耐震・耐波性能等の強化)

#### ③【建設課】

港湾・漁港施設は、震災時に緊急物資・資財等及び避難者・負傷者の海上輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすことから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾、漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する必要がある。

(幹線道路の整備推進)

#### ④【建設課】

災害時の緊急輸送を確保するため、本村の幹線道路の整備を進める必要がある。

(備蓄物資の供給体制等の強化)

#### ⑤【総務課，保健福祉課】

備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

(緊急物資の輸送体制の構築)

#### ⑥【総務課】

大規模自然災害等が発生した場合に緊急に必要な食糧、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

(漁港BCPの策定)

#### ⑦【建設課，産業振興課】

大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するための対策を行う必要がある。行政、漁業関係者、民間企業など一体となって、災害時に長期間にわたって水産物の流通がとどまることがないように、漁港BCPの策定を促進する必要がある。

<重要実績指標>

【建設課】拠点漁港の機能診断着手率:100%(R1)

## 6【ライフラインの確保】

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1 ライフライン(電気, ガス, 上下水道等)の長時間にわたる機能停止

<脆弱性の分析・評価, 課題の検討>

(防災拠点等への再エネ設備等の導入支援)

#### ①【総務課, 企画観光課】

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る必要がある。

(水道施設の耐震化等の推進)

#### ②【建設課】

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来す恐れがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため水道事業者に対して、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した施設整備など、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

(農業集落排水施設等の老朽化対策の推進)

#### ③【建設課】

大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。

(浄化槽台帳システムの整備等)

#### ④【住民税務課】

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがある。

このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の伝達・仮設トイレの設置状況の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。

(港湾施設の耐震・耐波性能等の強化)

#### ⑥【建設課】

港湾・漁港施設は、震災時に緊急物資・資財等及び避難者・負傷者の海上輸送を行う上でできわめて重要な役割を果たすことから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾、漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する必要がある。

<重要実績指標>【建設課】農業集落排水施設等の老朽化に対する機能診断:100%(R2)

### 6-2 地域交通ネットワークが分析する事態

<脆弱性の分析・評価, 課題の検討>

(災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保)

①【総務課, 建設課, 警察】

陸, 海, 空の輸送ルートを実際に確保するため, 地震, 津波, 水害, 土砂災害対策等を着実に進めるとともに, 緊急輸送機能となる輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また, 迂回路として活用できる林道等について, 幅員, 通行可能過重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

(幹線道路の整備推進)

②【建設課】

災害時の緊急輸送を確保するため, 本村の幹線道路の整備を進める必要がある。

## 7 【二次災害の防止】

制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 集落内での大規模火災の発生

<脆弱性の分析・評価, 課題の検討>

(救助活動能力(体制, 装備資機材)の充実向上)

①【総務課, 保健福祉課, 警察】

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため, 警察, 消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに, 通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また, 消防団, 自主防災組織の充実強化, 災害派遣医療チームの受入体制の整備等, ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。

<重要実績指標>

【総務課】自主防災組織の組織率: 100%継続

### 7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

<脆弱性の分析・評価, 課題の検討>

(建築物の耐震化の促進)

①【総務課, 建設課】

大規模地震が発生した場合, 避難路の沿道建築物の倒壊により, 円滑な避難が困難となることが想定される。このため, 交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

### 7-3 有害物質・流木等の大規模拡散・流出

<脆弱性の分析・評価, 課題の検討>

(有害物質・流木等の流出対策等)

①【住民税務課】

大規模自然災害の発生に伴う有害物質・流木等の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため, 事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する必要がある。

### 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

<脆弱性の分析・評価, 課題の検討>

(適切な森林整備の推進)

①【産業振興課】

適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。このため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

(農地浸食防止対策の推進)

#### ②【産業振興課】

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

(治山事業の推進)

#### ③【建設課】

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念されるこのため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

(鳥獣被害防止対策の推進)

#### ④【産業振興課】

鳥獣による農作物被害により、耕作放棄地の発生や集落機能の低下が想定される。このため「寄せ付けない」「侵入を防止する」「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

(鳥獣被害対策の強化)

#### ⑤【産業振興課】

鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する必要がある。

<重要実績指標>

【建設課】山地災害危険地区の整備率:46.2%(R2)→50%(R6)

### 7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

<脆弱性の分析・評価、課題の検討>

(災害発生時の情報発信)

#### ①【総務課】

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

## 8 【迅速な復旧復興】

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<脆弱性の分析・評価、課題の検討>

(ストックヤードの確保)

#### ①【住民税務課】



大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により多量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードが必要であるが、その候補地が十分検討されていないため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、本村におけるストックヤードの確保を促進する必要がある。

(災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結)

#### ②【住民税務課】

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、本村の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関等と協定を締結し、協力体制の実効性向上を図る必要がある。

(災害廃棄物処理計画の策定)

#### ③【住民税務課】

大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、本村の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、広域被災を想定した災害廃棄物処理(実行)計画策定の促進等とともに、処理の実効性向上に向けた人材育成を図る必要がある。

### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家, コーディネーター, 労働者, 地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

〈脆弱性の分析・評価, 課題の検討〉

(建設関係団体との応急復旧体制の強化, 建設業における防災・減災の担い手確保・育成)

#### ①【建設課】

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結, 建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが, 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家, コーディネーター, 労働者, 地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また, 地震・津波・土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少, 技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり, 担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

### 8-3 地域コミュニティーの崩壊, 治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

〈脆弱性の分析・評価, 課題の検討〉

(コミュニティー力を強化するための支援)

#### ①【総務課】

災害が起きた時の対応力を向上するためには, 必要なコミュニティー力を構築する必要がある本村においては, ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり, 事例の共有によるコミュニティー力を強化するための支援等の取組を推進する必要がある。

### 8-4 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

〈脆弱性の分析・評価, 課題の検討〉

(幹線道路の整備推進)

#### ①【建設課】

災害時の緊急輸送を確保するため, 本村の幹線道路の整備を進める必要がある。

(港湾施設の耐震・耐波性能等の強化)

②【建設課】

大規模自然災害が発生した際、基幹インフラである港湾施設が損壊し、海上から物資等輸送ができなければ、復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

(港湾BCPの策定)

③【建設課】

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化する必要がある。

**8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

〈脆弱性の分析・評価，課題の検討〉

(浸水対策，流域減災対策)

①【建設課】

大規模地震等が発生した際に、海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。

(海岸・河川堤防等の整備)

②【建設課】

近年では、これまでの台風や梅雨期の豪雨に加え、異常気象による局所的な豪雨に伴い災害発生の要因は複雑・多様化し新たな対応を迫られている。また、河川の個別の治水対策だけでは水害を防ぐことは困難であり、流域全体の総合的な計画検討が求められている。総合的な治水対策を推進するために、計画的な河川の整備等の対策を検討するとともに、水防体制の確立、災害記録の蓄積とその被害状況の把握に努め、住民への広報啓発活動等のソフト面の確立を目指す。

(地籍調査)

③【産業振興課】

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等の更なる推進を図る必要がある。

〈重要実績指標〉

【産業振興課】地籍調査進捗率:21%(R2)→ 30%(R6)

【施策分野ごとの脆弱性評価結果】

① 個別施策分野(8分野)

1) 行政機能／警察・消防

(公共施設の耐震化の促進)

発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

別紙1 1-2①, 3-3①【総務課, 教育委員会, 建設課】

(情報伝達手段の多様化・確実化)

平成22年度に整備完了したJアラート(全国瞬時警報システム)の自動起動装置の活用や防災行政無線のデジタル化, 警察, 消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により, 情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり, それらの施策を着実に進めるとともに, Lアラート(災害情報共有システム)の利活用に努める必要がある。

別紙1 1-6①, 4-2③【総務課, 警察】

(人員・体制整備)

情報収集・提供手段の整備が進む一方で, それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり, 特に情報収集・提供の主要な主体である人員・体制を整備する必要がある。

別紙1 1-6②【総務課】

(警察, 消防の体制等強化, 災害派遣チーム等の人材の養成・確保)

警察, 消防において災害対応力強化のための体制, 装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。

加えて, 消防団の体制・装備・訓練の充実強化や自主防災組織の充実強化, 災害派遣医療(DMAT)との連携強化, 道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに, 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など派遣隊の受入体制を整えておく必要がある。

別紙1 2-3④【総務課, 保健福祉課, 警察】

(電力供給遮断時の電力確保)

電力供給遮断時等の非常時に, 避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点において, おのおの避難住民の生活等に必要不可欠な電力や災害応急対策の指揮, 情報伝達等のための電力を確保する必要があるが, 非常用発電機等の整備は財政上制約が大きい。

別紙1 3-3②【総務課, 建設課, 教育委員会, 保健福祉課】

(BCPの策定等)

本村の業務継続計画(BCP)の策定, 実効性向上を促進すること等により, 業務継続を強化する必要がある。

別紙1 3-2③【総務課】

(庁舎LANの機器等の冗長化等)

障害や災害等による業務停止の防止を念頭に機器・通信回線等の冗長化やサーバー仮想化基盤に搭載する情報システムの遠隔地でのバックアップを実施する必要がある。

別紙1 3-2④【総務課】

(住民への災害情報提供)

住民への災害情報提供にあたり、自治体や自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、それらの対策を推進する必要がある。また、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める必要がある。

別紙 1 4-2②【総務課, 建設課】

(災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化)

災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。本村においては、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を推進する必要がある。

別紙 1 8-3①【総務課】

(防災情報の高度化, 地域水防力の強化)

防災情報の高度化, 地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施しているところであるが, 大規模水害を未然に防ぐため, それらを一層推進する必要がある。

別紙 1 1-4②【総務課, 建設課】

(救助活動能力の向上)

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため, 警察, 消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに, 通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。

また, 消防団, 自主防災組織の充実強化, 災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等, ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。

別紙 1 7-1①【総務課, 保健福祉課, 警察】

(行政機関の機能低下の防止)

村内行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する取組を進める必要がある。

別紙 1 2-2④【総務課】

(警察施設, 消防施設の耐震化, 情報通信機能の耐災害性の強化)

地域における活動拠点となる警察施設や消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また, 情報通信機能の耐災害性の強化, 高度化を着実に推進する必要がある。

別紙 1 2-3①【総務課, 警察】

(災害対応業務の標準化・共有化)

災害対応において, 関係機関ごとに体制や資機材, 運営要領が異なることから, 災害対応業務の標準化, 情報の共有化に関する検討を行い, 必要な事項について標準化を推進するとともに, 明確な目標の下に合同訓練等を実施し, 災害対応業務の実効性を高めていく取組を進める必要がある。

別紙 1 2-3⑤【総務課】

(被災による機能低下の回避, 治安の維持)

治安の確保に必要な体制, 装備資機材の充実強化を推進する必要がある。

災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から, 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。

別紙 1 3-1①, 3-1②【警察】

## 2) 住宅(建築物)・集落

(住宅改善・建築物の耐震化の促進)

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

併せて、宇検村耐震改修促進計画等の重点事項を踏まえ、災害発生時に備えた対策を講じる。

別紙 1 1-1①②③, 1-2①②, 1-3①【建設課, 保健福祉課, 総務課, 教育委員会】

(多数の者が利用する建築物の耐震化の促進)

大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

別紙 1 1-2②【建設課】

(避難場所や避難路の確保, 避難所の耐震化の促進等)

広域にわたる大規模津波が発生した際に、避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり, 地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保, 避難場所等の耐震化, 本村における情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適正な災害情報の提供, 火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し, 関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する必要がある。

別紙 1 1-3①【建設課, 総務課, 教育委員会】

(津波避難計画の策定)

鹿児島県では、平成 25 年に津波避難計画策定指針を作成しており、本村においても同指針に基づく津波避難計画を策定する必要がある。

別紙 1 1-3⑧【総務課】

(水道施設の耐震化等の推進)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した施設整備など、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

別紙 1 2-1①, 6-1②【建設課】

(応急給水体制の整備)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努め、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

別紙 1 2-1⑩【建設課】

(一時滞在施設の確保)

帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。

別紙 1 2-5②【総務課】

### 3 ) 保健医療・福祉

(医療・社会福祉施設の耐震化)

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。

別紙 1 1-1②【保健福祉課】

(災害拠点病院の施設等の整備)

災害時において、迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する。

別紙 1 2-4①, 2-6③【保健福祉課】

(備蓄物資の供給体制等の強化)

備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

別紙 1 2-1⑥, 2-5①, 5-3④【保健福祉課, 総務課】

(医療用資機材・医薬品の供給体制の整備)

大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、県薬品卸業協会、県医療機器協会等と協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制を整備し、円滑な供給体制の整備に努める必要がある。

別紙 1 2-1⑦【保健福祉課】

(医療用資機材・医薬品の備蓄)

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期(2日間)の医療救護用として備蓄し、適正な補完管理を行う必要がある。

別紙 1 2-1⑧【保健福祉課】

(輸血用血液製剤の確保)

大規模災害時には、輸血用の血液製剤が不足するおそれがあるため、血液が的確に確保されるよう、日本赤十字社九州ブロック血液センターと連携して、需要に見合った献血の確保を行うとともに、血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる必要がある。

別紙 1 2-1⑨【保健福祉課】

災害緊急医療マニュアル(DMAT)の整備)

災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるDMATを整備するため、日本DMATが実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加を促進する必要がある。

宇検村地域防災計画に基づき、医療救護活動を円滑に行うために策定する。

別紙 1 2-3⑥, 2-6⑤【保健福祉課】

(災害時の医療機関の対応マニュアルの作成)

災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画(BCP)の作成を促進する必要がある。

別紙 1 2-6④【保健福祉課】

(広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用)インターネット情報システム

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能なEMISの活用を進める必要がある。

別紙 1 2-6⑥【保健福祉課】

(災害医療コーディネート体制の整備)

村災害対策本部が設置された場合に、医療チームの配置調整などを行うコーディネート機能が発揮できる体制について検討を行う必要がある。

医療機関への傷病者の受け入れ調整などの業務を行う医師。

別紙 1 2-6⑦【保健福祉課】

(奄美ドクターヘリの運航体制の充実)

救急医療体制を充実・強化するため、引き続きドクターヘリの安定的な運用を行うとともにランデブーポイントの周知並びに空白地帯の解消を図るため整備を進める必要がある。

別紙 1 2-6⑨【総務課, 消防】

(医療救護活動の体制整備)

大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため、郡医師会、郡薬剤師会等と災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

別紙 1 2-6⑩【保健福祉課】

#### 4 ) 産業(エネルギー・情報通信・産業構造)

(災害に強い放送ネットワークの整備)

ラジオの難聴地域・携帯電話電波不通地域の解消に努める必要がある。また、個人のスマートフォンやタブレットが有効活用できるよう、避難所をはじめ村内各所に公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を進める必要がある。

別紙 1 1-6④, 4-2①, 7-5①【総務課】

(情報通信機能の耐災害性の強化)

震度6弱以上の地震が想定される多くの地域や津波浸水地域については、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。

別紙 1 4-1①【総務課, 企画観光課, 建設課】

(防災拠点等への再エネ設備等の導入支援)

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る必要がある。

別紙 1 6-1①【総務課, 企画観光課】

#### 5 ) 交通・物流

(交通施設, 沿道建築物の耐震化)

大規模地震が発生した場合、港湾等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

別紙 1 1-1③, 7-2①【建設課】

(無電柱化等の推進)

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

別紙 1 1-1④【建設課】

(幹線道路の整備推進)

災害時の緊急輸送を確保するため、本村の幹線道路の整備を進める必要がある。

別紙 1 1-3④, 2-1④, 2-2①, 2-3②, 2-4③, 2-6①

5-1③, 5-3④, 6-2②, 8-4①【建設課】

(道路の防災対策の推進)

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する必要がある。

別紙 1 5-2②【建設課】

(道路情報提供装置の整備)

災害発生時には、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生するおそれがあるこのため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図る必要がある。

別紙 1 1-6③【建設課】

(物資輸送ルートの確保)

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食糧・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

別紙 1 2-1②, 5-3①【建設課】

(サプライチェーン確保のための道路等の防災、震災対策)

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

別紙 1 5-1①, 5-3②【建設課】

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

別紙 1 2-1③, 2-2③, 2-3③, 2-4②, 2-6②, 5-1②

5-2①, 5-3③, 6-1⑥, 8-4①【建設課】



#### (孤立集落対策)

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがある。このため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

別紙1 2-2②【建設課】

#### (港湾BCPの策定)

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下が想定される。このため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化する必要がある。

別紙1 5-1③, 5-2④, 8-4②【建設課】

#### (緊急物資の輸送体制の構築)

大規模自然災害が発生した場合に緊急に必要となる食糧、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

別紙1 5-3⑤【総務課】

#### (災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保)

陸、海、空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、緊急輸送機能となる輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。

また、迂回路として活用できる林道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

別紙1 6-2①【総務課, 建設課, 産業振興課, 警察】

#### (建設関係団体との応急復旧体制の強化, 建設業における防災・減災の担い手確保・育成)

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結, 建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家, コーディネーター, 労働者, 地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波・土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少, 技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

別紙1 8-2①【建設課】

## 6 ) 農林水産

#### (漁港BCPの策定)

大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するための対策を行う必要がある。行政, 漁業関係者, 民間企業など一体となって、災害時に長期間にわたって水産物の流通がとどまることがないように、漁港BCPの策定を促進する必要がある。

別紙1 5-3⑥【産業振興課】

(農業集落排水施設等の老朽化対策の推進)

大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設等が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設等の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。

別紙1 6-1③【建設課】

(適正な森林整備の推進)

適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。このため、間伐や伐採跡地の再造林等の適正な森林整備を推進する必要がある。

別紙1 7-4①【産業振興課】

(農地浸食防止対策の推進)

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

別紙1 7-4②【産業振興課】

(鳥獣被害防止対策の推進)

鳥獣による農作物被害により、耕作放棄地の発生や集落機能の低下が想定される。このため「寄せ付けない」「侵入を防止する」「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

別紙1 7-4④【産業振興課】

(鳥獣被害対策の強化)

鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する必要がある。

別紙1 7-4⑤【産業振興課】

## 7) 環境

(有害物質・流木等の流出対策等)

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する必要がある。

別紙1 7-3①【住民税務課】

(ストックヤードの確保)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により多量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードが必要であるがその候補地が十分検討されていないため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、本村におけるストックヤードの確保を促進する必要がある。

別紙1 8-1①【住民税務課】

(災害廃棄物の適正処理の体制整備)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、本村の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関等と協定を締結し、協力体制の実効性向上を図る必要がある。

別紙 1 8-1②【住民税務課】

(災害廃棄物処理計画の策定)

大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、本村の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、広域被災を想定した災害廃棄物処理(実行)計画策定の促進等とともに、処理の実行性向上に向けた人材育成を図る必要がある。

別紙 1 8-1③【住民税務課】

## 8 ) 国土保全／土地利用

(海岸堤防等の老朽化対策の推進)

大規模地震等が発生した際に、海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、現状の海岸堤防等の施設機能を照査し、長寿命化を図りつつ、老朽化対策を推進する必要がある。

別紙 1 1-3②【建設課】

(海岸施設の機能の検証)

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。このため、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について、重点的な海岸堤防の施設の整備を推進しているが、比較的発生頻度の高い(数十年～百数十年の頻度)津波については、今後、施設の機能を検証し、整備の必要性について検討する必要がある。

別紙 1 1-3③【建設課】

(海岸防災林の整備)

大規模津波が発生した場合、津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る必要がある。

別紙 1 1-3⑤【建設課】

(水門、樋門等の操作等)

津波等が発生した際に水門、樋門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。このことから操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。

別紙 1 1-3⑥【建設課】

(津波ハザードマップによるソフト対策推進)

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。

現在、津波浸水想定を設定し、浸水区域と水深を示した浸水想定区域図を策定し公表しているところである。今後、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、ソフト対策を推進する必要がある。

別紙 1 1-3⑦【総務課, 建設課】

(津波避難計画の策定)

県では、平成25年に津波避難計画策定指針を作成しており、本村においても同指針に基づく津波避難計画を策定する必要がある。

別紙 1 1-3⑧【総務課】

(河川改修等の治水対策)

過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削、護岸補修等の整備を推進しているが、近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。

このため、現在の取組について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図る必要がある。

別紙 1 1-4①【建設課】

(雨量や河川水位との防災情報の提供)

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。現在、河川砂防情報システムにより、雨量や河川水位等の防災情報をインターネット等により広く一般住民に提供するとともに、本村の避難勧告等の判断に活用しているところであり、今後ともより一層の周知及び活用に努めていく必要がある。

また、現在、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川において、県が策定した浸水想定区域をもとに、今後多様化かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、各種ハザードマップ作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。

別紙 1 1-4③【建設課、総務課】

(内水対策にかかる人材育成)

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定される。このため、内水対策については、より迅速な対応を行うため、建設課の人材育成を推進する必要がある。

別紙 1 1-4④【建設課】

(治山事業の推進)

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

別紙 1 1-5①, 7-4③【建設課】

(土砂災害対策の推進)

本村の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況である。このため、人命を守るための砂防施設等の計画的な整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

別紙 1 1-5②【建設課】

(土砂災害警戒区域等の指定推進)

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等の指定に取り組んでいるが、本村においては、未指定箇所が数多く残っている。このため、基礎調査結果の公表及び区域指定による危険な区域の明示を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

別紙 1 1-5③【建設課】

(浄化槽台帳システムの整備等)

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがある。

このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の伝達・仮設トイレの設置状況の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。

別紙 1 6-1④【住民税務課】

(浸水対策, 流域減災対策)

大規模地震等が発生した際に、海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波・洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。

別紙 1 8-5①【建設課】

(海岸・河川堤防等の整備)

広域地盤沈下等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、洪水・高潮による浸水対策については、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について海岸・河川堤防等の施設の整備を推進しているが、今後より一層の整備推進を図る必要がある。

また、比較的発生頻度の高い(数十年～百数十年の頻度)地震・津波については、今後、施設の機能を検証し、整備の必要性について検討する必要がある。

別紙 1 8-5②【建設課】

(地籍調査)

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等の更なる推進を図る必要がある。

別紙 1 8-5③【産業振興課】

## ② 横断的分野(3分野)

### 1) リスクコミュニケーション

自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、村、民間事業者、関係団体、住民などあらゆる主体が連携・協働した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。また、全ての世代を通じて生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を実施することにより、地域のリスクを正しく認知・共有し、強靱な地域社会を築き、被害を減少させる必要がある。

リスクコミュニケーションを進める上で基本となる地域コミュニティにおいては、住民の社会的な関わりの増進及び地域力を強化することが、女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、災害後の心のケアにつながることを重視し、必要な取組を推進する必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援等を含む主体的な活動を促進する必要がある。

### 2) 老朽化対策

村有施設等は老朽化が進みつつあり、今後、多くの施設において大規模改修などが必要となる時期を迎え、維持管理・修繕等にかかる経費はますます増加することが見込まれるが、平成29年3月に策定

した宇検村公共施設等総合管理計画書に基づき、施設保有の必要性を検証しながら、適切で計画的な維持管理、長寿命化等に努めることで、財政負担の軽減・平準化を図る必要がある。

併せて、各事業分野において作成している個別施設計画及び長寿命化計画（住宅・橋梁・港湾・漁港・農漁集排施設）で示されている重点対策等を踏まえ、村有財産施設等の老朽化対策を実施し、効果的な改善を図る。

施設の点検・診断を実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するというメンテナンスサイクルの構築を推進する必要がある。

### 3) 人材育成

○災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進するとともに、災害時医療に携わる職種を横断した人材養成及び体制整備を推進する必要がある。他方、被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成も推進する必要がある。

○道路啓開、迅速な復旧・復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保・育成を図る必要がある。

○防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとして、地域を守る主体的な活動を促進するため、地域社会等において、指導者・リーダーなどの人材を育成する必要がある。

## 建設課所管国庫事業関係

注記：事業計画名及び計画期間等については、社会情勢を鑑み、その都度修正及び改訂等が実施されるものである。

### 【住宅・建築整備】

○社会資本総合整備交付金事業(通常及び防災・安全)

事業名：公営住宅等ストック総合改善事業

事業名：公営住宅等整備事業(新規整備)

事業名：空き家再生等推進事業(活用・除却)

事業名：住宅・建築物安全ストック形成事業

### 【漁港整備】

○農山漁村地域整備交付金事業

事業名：市町村水産基盤機能保全事業

事業名：漁港漁村環境整備事業(漁業集落排水施設整備含む)

事業名：海岸保全施設整備事業(高潮・老朽化等)

○災害復旧事業

事業名：漁港施設災害復旧事業

### 【林道・治山整備】

○農山漁村地域整備交付金事業

事業名：森林整備事業(開設・改良等)

○林道災害復旧事業

事業名：林道施設災害復旧事業

○治山施設災害復旧事業

事業名：林地崩壊防止事業

### 【農業農村整備】

○農山漁村地域整備交付金事業

事業名：農村集落基盤再編・整備事業(中山間・農地環境整備)

事業名：農業集落排水事業

事業名：農地整備事業(農道)

事業名：水利施設整備事業(ストックマネジメント等)

○農業競争力強化基盤整備事業

事業名：農業基盤整備促進事業

○災害復旧事業

事業名：農地農業用施設災害復旧事業

#### 【港湾整備】

- 防災安全社会資本交付金事業(通常及び防災・安全)

事業名:港湾改良事業

事業名:海岸堤防等老朽化対策緊急事業

- 災害復旧事業

事業名:港湾施設災害復旧事業

#### 【道路整備】

- 社会資本整備総合交付金事業(通常及び防災安全)

事業名:道路改築事業

事業名:道路修繕事業

- 道路メンテナンス事業

事業名:橋梁長寿命化修繕計画

- 災害復旧事業

事業名:道路災害復旧事業

#### 【河川事業】

- 災害復旧事業

事業名:河川災害復旧事業

#### 【水道整備】

- 生活基盤近代化事業(基幹改良)

事業名:宇検村基幹改良水道整備事業

### 産業振興課所管国庫事業関係

#### 【地籍調査事業】

- 地籍調査費負担金事業(従来分)

事業名:地籍調査事業

- 社会資本整備総合交付金事業(H28～)

事業名:社会資本整備円滑化地籍整備事業

- 防災・安全社会資本整備交付金事業(H28～)

事業名:社会資本整備円滑化地籍整備事業